

♪ 丹沢楽器店オリジナルレッスン 基本会則 ♪

当会則は丹沢楽器店が運営管理する丹沢楽器店オリジナルレッスンを受講いただく上でお客様とのお約束事項を記載したものです。内容をご確認の上、楽しくレッスンを受講いただきますことをお願い申し上げます。

入会

●入会

本会則内容をご確認の上で、所定の入会申込書兼レッスン受講契約書（以下、入会申込書といいます）に必要事項のご記入と本会則の同意確認欄へのご署名をいただいた時点で、お客様と株式会社丹沢楽器店（以下、楽器店といいます）の間でレッスン受講契約が成立するものとし、入会とさせていただきます。併せて所定の入会金及び受講されるコースのレッスン料をお支払いいただきます。

この受講契約期間は1ヶ月間とし、入会申込書に記載されております「各種変更締め日【15日】」までに、お客様からの申し出がない限り、1ヶ月間自動更新となり、以後も同様とします。

なお、受講開始日は原則として各月の第1レッスン日からとなりますが、ご都合により第2レッスン日以降からレッスンに出席される場合でも、1ヶ月分のレッスン料が必要となりますのでご了承ください。

お客様が入会手続き完了後に、お客様のご都合によるキャンセルをされた場合、いかなる理由であっても事務手数料である入会金は返還できません。

レッスン料とレッスン料以外の費用

●レッスン料

レッスン料は受講を継続されている間は、原則としてレッスンの出欠にかかわらず毎月お支払いいただいております。

●レッスン料の変更

上位コースへ進級または上位レッスンへステップアップされますとレッスン料の変更がございます。またコースの改訂等に伴い、レッスン期間の途中でレッスン料が変更になる場合がございます。変更の際にはあらかじめ書面にて内容のご案内を申し上げます。

●入会金

入会時には入会手続きの事務手数料として所定の入会金をお支払いいただきます。

●レッスン料以外の費用・教材の取り扱い

楽器店オリジナルレッスンでは月々のレッスン料の他に施設の維持管理のための施設費を頂戴しております。ご請求させていただく金額は、「入会申込書」の施設費欄をご確認ください。なお、会場の移転・リニューアル等に伴い、レッスン期間の途中で施設費が改定になる場合がございます。変更の際にはあらかじめ書面にて内容のご案内を申し上げます。

レッスンに必要な教材につきましては別途ご購入頂きます。

●所定レッスン料お支払日

「入会申込書」の「お支払日」欄をご確認ください。

●未納入

金融機関での振替不能などによりレッスン料が未納の際、督促のご連絡を差し上げる場合がございますのであらかじめご了承ください。

3ヶ月以上レッスン料のお支払いが滞った場合、退会手続きをさせていただきます、レッスンの受講をお断りすることがございますのでご注意ください。

レッスン受講

●レッスンスケジュール

レッスン回数・レッスン時間は各コースによって異なりますのでご確認ください。

また、年間回数が定められているコースにつきましては、その範囲内でのレッスンとなります。毎月のレッスン実施日程は、事前に担当講師よりご案内させていただいております。1回あたりのレッスン時間には教室の入れ替えに必要な時間も含まれております。

●欠席のご連絡

やむを得ずレッスンをお休みまたは遅刻される場合は、必ずレッスン開始時間前までに、受付、会場担当者または担当講師までご連絡をお願いいたします。

●休講

災害や悪天候、担当講師の体調不良等やむを得ない場合には臨時休講をさせていただくことがあります。臨時休講のご案内はレッスン開始時間までに差し上げますが、必ず連絡のつきやすい電話番号やE-mailアドレス等を入会手続きの際にご登録くださいますようお願いいたします。

原則としてお客様のご都合でお休みされた場合の「補講」や「レッスン振替」はございませんのでご了承ください。

●代講

講師の病気やケガ、出産、転勤などにより、レッスン期間途中であっても他の講師による代講または担当講師の変更をさせていただく場合がございますのであらかじめご了承ください。

各種手続き

●退会手続

ご都合により退会される場合は、必ず所定の「退会届」にご記入の上、会場担当者または講師にご提出ください。

退会のお申出は入会申込書に記載されております「各種変更締め日【15日】」までをお願いいたします。締め日を過ぎますとレッスン受講契約は自動更新となり、所定のレッスン料をお納めいただくこととなります。なお口頭での受け付けは行っておりませんのでご注意ください。

●長期欠席

(1) 下記理由により1ヶ月以上連続してレッスンを欠席される場合、所定の「長期欠席届」にご記入いただき、当月の初回レッスン日までに会場担当者または担当講師に提出いただいた場合に限り、レッスン料が免除されます。

①生徒ご本人が傷病等の治療により1ヶ月以上連続してレッスンの受講が困難な場合

②火災・水害・地震その他の災害の被害を受け、生徒ご本人が1ヶ月以上連続してレッスンの受講が困難な場合

(2) 長期欠席期間は3ヶ月までで、それを過ぎますと事前にご案内の上、レッスンに復帰される期日または編入されるコースの編入時期を決めさせていただくか、または退会とさせていただきます。復帰または編入までの期間は特に定めておりませんが、なるべくレッスンをお休みされる期間が長くなりませんようお願い申し上げます。

その他

●お引越し等変更事項

ご住所・ご連絡先が変更になった場合、速やかに担当講師または会場担当者までご連絡ください。

2020年4月現在